

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

松本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法を始めとして県や市の文化財保護条例に基づく指定又は登録により保存及び活用を行ってきました。また、第1期計画では歴史まちづくり事業として、一定の要件を満たした歴史的な建造物について松本市近代遺産及び松本市登録文化財として登録して指定文化財以外の歴史的建造物の保存・活用に取り組んできました。

今後は、松本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために特に保護を図る必要がある建造物について歴史的風致形成建造物として指定することにより、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進します。

具体的には、松本の城下町のシンボルである国宝松本城天守の周囲に一体となって城郭を形成する門、堀などの工作物、城下町の形成と人々の生活に深く関わってきた湧水を利用するための工作物、土木構造物、松本の城下町を構成する寺社建築物、武家地、商人地に存在する武家住宅、商家などを対象とします。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られること、所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれることを前提として、歴史的風致の維持向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定します。

また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を検討します。

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除するものとします。

【指定対象の要件】

- (1) 文化財保護法に基づく登録有形文化財
- (2) 長野県文化財保護条例に基づく指定文化財
- (3) 松本市文化財保護条例に基づく指定等文化財
- (4) 松本市景観計画に基づいて指定された景観重要建造物
- (5) その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして市長が認めるもの

【指定の基準】

重点区域内の国指定文化財を構成している建造物を除いた歴史的建造物で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 建造物の形態・意匠又は技術性が優れているもの
- (2) 歴史性、地方性、希少性などの観点から価値が高く、保全、復元が必要なもの
- (3) 重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要なもの

3 歴史的風致形成建造物の候補一覧

番号	名 称	所在地及び所有者	築年	関連する歴史的風致
1	松本館旧館 (登録有形文化財) 	丸の内 個人	昭和 10 年 (1935)	商都松本にみる 歴史的風致
2	旧第一勸業銀行松本支店 (登録有形文化財) 	大手 個人	昭和 12 年 (1937)	商都松本にみる 歴史的風致
3	旧光屋 (登録有形文化財) 	大手 個人	明治 20 年 (1887)	商都松本にみる 歴史的風致
4	旧松本カトリック教会司祭館 (県宝) 	開智 松本市	明治 22 年 (1889)	商都松本にみる 歴史的風致
5	橋倉家住宅 (県宝) 	旭 松本市	江戸時代	水めぐる城下町に みる歴史的風致

6	高橋家住宅 (市重要文化財) 	開智 松本市	江戸時代	水めぐる城下町に みる歴史的風致
7	源智の井戸 (市特別史跡) 	中央 松本市	江戸時代	水めぐる城下町に みる歴史的風致
8	松本城黒門 	丸の内 松本市	昭和 35 年 (1960)	水めぐる城下町に みる歴史的風致
9	松本城太鼓門 	丸の内 松本市	平成 11 年 (1999)	水めぐる城下町に みる歴史的風致
10	松本城大手門枳形 	大手 松本市	—	水めぐる城下町に みる歴史的風致
11	松本市はかり資料館 	中央 松本市	明治 35 年 (1902)	商都松本にみる 歴史的風致

12	<p>松本市中町蔵の会館</p> 	中央 松本市	明 治 21 年 (1888) (平成 7 年 (1995) 移築)	商都松本にみる 歴史的風致
13	<p>松本市下町会館</p> 	大手 松本市	平 成 7 年 (1995) (ファサード 部分： 昭和初期)	商都松本にみる 歴史的風致
14	<p>蛇川</p> 	中央 松本市	江戸時代	水めぐる城下町に みる歴史的風致
15	<p>榛の木川</p> 	中央 松本市	江戸時代	水めぐる城下町に みる歴史的風致

歴史的風致形成建造物候補位置図

